

区分	事象	様式	提出先	
			一般	任継/特退
			事業主 (なんの木事務所)	健保
追加	マイナ保険証を利用出来ない方、利用したくない方が医療機関等を受診する際	資格確認書（再）交付申請書 [T-300] (記入例)	○	○
追加	資格喪失時に有効期限内の「資格確認書」を紛失していた場合	資格確認書紛失届 [T-301] (記入例)	○	○
追加	「資格情報のお知らせ」の再交付を希望したいとき	資格情報のお知らせ再交付申請書 [T-302] (記入例)	○	○
追加	マイナ保険証の利用を止め、医療機関等の受診を「資格確認書」で行うとき	マイナンバーカードの健康保険証 ^{【注1】} 利用登録の解除申請書 [T-303] (記入例)		○
変更	被扶養者追加し、資格確認書の交付を希望する場合 ^{【注2】}	被扶養者申請書 [T-011] (記入例)	○	○

【注1】 解除申請は、解除希望者が必ず記載の上、当健保に直接送付下さい。

[詳細はこちら](#)

【注2】 この申請で資格確認書の交付を希望された場合は、資格確認書(再)交付申請書の提出は不要です。

区分	2024	2025年		2025年
	12月2日～	1月1日～11月30日		12月1日 12月2日以降
マイナ保険証	利用可			
健康保険証	健康保険証 発行廃止	2024年12月1日以前に当健保が発行の健康保険証は利用可 (経過措置) 注1		終了経過措置 利用不可
資格確認書 注2 注3	申請可			

注1 2024年度12月1日以前に当健保発行の健康保険証をお持ちの方でも、下記事項があった場合は健康保険証の返納が必要となり、以降は健康保険証を利用できません。

◆2024年12月2日～2025年12月1日の間に下記対象となる方

- ①定年再雇用(被保険者60.5歳到達)
- ②会社間異動(REL⇔RSMC)
- ③健康保険証の氏名変更・紛失・盗難・き損、及び無余白になった。
- ④当健保の資格を喪失(継続して当健保の任意継続・特例退職被保険者となった方も含む)

注2 マイナ保険証が利用できない方及び、要配慮者に該当する場合、申請に基づき発行いたします。

注3 健康保険証が利用可能な期間及び、マイナ保険証が利用可能な方(要配慮者を除く)の場合、「資格確認書」は発行できません。健康保険証利用の経過措置終了時(2025年12月1日)における「資格確認書」の発行要領については、2025年10月頃に改めてお知らせします。

APPENDIX

資格確認書の申請方法について

「資格確認書」は、健康保険証廃止(2024年12月2日)以降、原則被保険者からの申請により当健保が発行します。

1. 申請要領

当健保HPから「資格確認書(再)発行申請書」をダウンロードの上、記載下さい。

※「資格確認書」は当健保で発行後、事業主経由にて被保険者に送付します。

(任意継続、特例退職被保険者の方へは当健保より直送)

「資格確認書」が手元に届くまでの日数は、申請書が健保に到着後、概ね10日程度要みて下さい。

2. 提出先

加入区分	送付先
一般被保険者（従業員）	社外郵便【注】：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-29 社会保険労務法人なんの木事務所
任意継続、特例退職被保険者	社外郵便【注】：〒187-8588 東京都小平市上水本町5-20-1 ルネサス健康保険組合

資格確認書の発行対象者について

「資格確認書」が必要な方は、基本健保へ「資格確認書」の発行申請を行って下さい。

ただし、厚生労働省事務連絡等に照らし、健保から自動発行するため発行申請が不要な方、又は健保から「資格確認書」の発行ができない方（発行除外者）がいます。詳細は下記を参照下さい。

区分	事象
申請不要者 （健保から自動発行）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主から提出される「資格取得届」にマイナンバー（個人番号）の記載がない方 ・ 被保険者から提出される「被扶養者申請書」にマイナンバー（個人番号）の記載がない方 ・ 健康保険利用登録（マイナ保険証）解除申請を行った方 ・ 健康保険証の経過措置終了時（2025年12月1日）にマイナ保険証が利用出来ない方 <p>〈補足〉被扶養者の新規申請と同時に資格確認書の発行を希望される場合は、被扶養者の申請書類のみで「資格確認書」の発行も可能となるように様式改定します。</p>
発行除外者 ※健保で「資格確認書」が発行できない方	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナ保険証が利用可能な方（要配慮者*の方を除く） ・ 有効な健康保険証を所持している方（経過措置により最大2025年12月1日迄の間） <p>*要配慮者:マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方をいいます</p>

資格確認書の有効期限について

「資格確認書」には、有効期限があります。詳細は下記を参照下さい。
 なお、「資格確認書」の返却要否は、有効期限経過前後で異なります。

- ・有効期限経過**前**の資格喪失等：健保へ返却要
- ・有効期限経過**後**の資格喪失等：健保へ返却不要。各自で裁断の上、廃棄願います。

「資格確認書」の申請が必要と考えられる方（例）	「資格確認書」の有効期限
①マイナンバーカードを保有していない方、マイナンバーカードを返納した方 ②マイナンバーカードは保有しているが、健康保険証の利用登録は行っていない方 ③マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れで今後更新予定のない方 ④マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して、資格確認を補助する必要がある方（要配慮者）	発行から最大5年 （4年経過後初めて到来する11月30日まで）
⑤マイナンバーカードを紛失、更新中、新規作成中（出生等）の方	発行から3ヶ月
⑥特例退職被保険者制度に加入されている70歳以上の方で且つ自己負担割合が2割の方	最初に到達する8月31日迄

健康保険証廃止後における機能比較

○は同様の機能を保持

機能 〈用途〉	健康保険証（2024年12月2日）廃止後		
	マイナ保険証	資格確認書	資格情報のお知らせ
健康保険証 〈医療機関の受診〉	○	○	—
高齢受給者証 〈医療機関の受診(70歳以上)〉	○	○ ※ 1	—
限度額適用認定証 〈入院等により、医療費が高額になる方(任意)〉	○	限度額適用認定証の提示要 (当健保へ別途申請要)	—
限度額適用・標準負担額減額認定証 〈前年度非課税世帯の入院等〉	○ (当健保へ別途申請要)	限度額適用・標準負担額減額認定証の提示要 (当健保へ別途申請要)	—
特定疾病療養受療証 〈特定疾病の負担減額〉	○ (当健保へ別途申請要)	特定疾病療養受療証の提示要 (当健保へ別途申請要)	—

※ 1 70歳以上の方が当健保で発行する資格確認書で医療機関を受診する場合、高齢受給者証の提示は不要です。

Renesas.com